

（趣旨）

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)第二章、第三章及び第五章の規定の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立の認証申請等）

第二条 法第十条第一項の申請書は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - 三 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- 2 法第十条第一項第二号ハの各役員の住所又は居所を証する書面は、次の各号のいずれかの書面とする。
- 一 当該役員が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第十二条第一項の住民票の写し
 - 二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該役員に係る前項の書面の添付を省略することができる。
- 一 知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項第一号の規定により、地方公共団体情報システム機構から、当該役員に係る機構保存本人確認情報（住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を除く。）の提供を受けるとき。
 - 二 知事が住民基本台帳法第三十条の十五第一項第一号の規定により、当該役員に係る知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）を利用することができるとき。
- 4 法第十条第二項の規定(法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項の規定により準用される場合を含む。)による公表及び公衆の縦覧については、規則で定めるところによる。
- 5 法第十条第四項に規定する条例で定める軽微な不備は、同項に規定する申請書又は添付書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。
- 6 法第十条第四項の規定による補正を行おうとする者は、規則で定めるところにより、書面を知事に提出しなければならない。

（社員総会の議事録）

第三条 社員総会の議事録は、書面又は法第十四条の九第一項の電磁的記録をもって作成しなければならない。

- 2 法第十四条の九第一項の規定により同項の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。
- 一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - 三 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（定款の変更）

第四条 法第二十五条第四項の申請書は、規則で定めるものでなければならない。

- 2 第二条第五項及び第六項の規定は、法第二十五条第三項の認証について準用する。
- 3 法第二十五条第六項の規定による届出を行おうとする者は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の記載事項)

第五条 法第二十八条第一項の事業報告書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 特定非営利活動法人の名称
 - 二 前事業年度
 - 三 事業の実施概要
- 2 法第二十八条第一項の年間役員名簿は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。
 - 一 特定非営利活動法人の名称
 - 二 名簿作成年月日
 - 三 理事又は監事の別
 - 四 就任年月日及び退任年月日又は任期
 - 五 前事業年度中の報酬支給の有無

(事業報告書等の提出)

第六条 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内にしなければならない。

(事業報告書等の公開)

第七条 法第三十条の閲覧又は謄写の請求があった場合において、知事は、閲覧又は謄写の日時、場所及び方法を指定することができる。

(解散の届出等の添付書類)

第八条 法第三十一条第四項の規定による届出には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

- 2 法第三十一条の八の規定による届出には、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。
- 3 法第三十二条の三の規定による届出には、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(合併の認証申請)

第九条 法第三十四条第三項の認証を受けようとする特定非営利活動法人(その合併後知事が所轄庁となるものに限る。)が提出する申請書は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - 三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- 2 第二条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、法第三十四条第三項の認証について準用する。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第十条 法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項に規定する債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。

(検査の際の証明書)

第十一条 法第四十一条第三項（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の証明書は、知事が発行し、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 発行年月日
- 二 職員の所属及び職名
- 三 職員の氏名
- 四 有効期限

(認定の申請等)

第十二条 法第四十四条第二項の申請書は、規則で定めるものでなければならない。

2 前項の規定は、法第五十一条第五項で準用する法第四十四条第二項の申請書について準用する。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更等)

第十三条 法第五十二条第二項の規定による書類の提出を行おうとする者は、規則で定めるところにより、書面を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十四条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内にしなければならない。

(助成金支給書類の提出)

第十五条 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給後遅滞なくしなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第十六条 法第五十六条の閲覧又は謄写の請求があった場合においては、第七条の規定を準用する。

(特例認定特定非営利活動法人への準用)

第十七条 第十二条第一項及び第十三条から前条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(合併の認定の申請)

第十八条 法第六十三条第三項の申請を行おうとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第九条の申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、法第六十三条第一項又は第二項の認定に係る申請書を知事に提出しなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第十九条 申請、届出、提出、縦覧及び閲覧等に関し、法第七十四条の規定により読み替えて適用される情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合において必要な事項は、規則で定める。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第二十条 特定非営利活動法人が行う書面の保存、備置き及び閲覧等に関し、法第七十五条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合において必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、特定非営利活動法人が知事に提出すべき書類に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一七号)

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第六一号)

この条例は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一七年三月七日)

附 則(平成一八年条例第一七号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第四四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第二六号)

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第四〇号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第四四号)

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則(平成二七年条例第三三号)

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則(平成二七年条例第六〇号)

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則 (平成二八年条例第五三号)

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 (平成二十八年法律第七十号) の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二十九年四月一日)

附 則 (令和元年条例第二七号)

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第十六号) の施行の日から施行する。

(施行日＝令和元年十二月二十四日)

附 則 (令和三年条例第六号)

この条例は、令和三年六月九日から施行する。